

2019年度（後期）

首都大学東京
システムデザイン学部
研修員出願要項



TOKYO METROPOLITAN UNIVERSITY

首都大学東京

首都大学東京は、2020年4月1日に大学名称を東京都立大学に変更する予定です

1 研修員制度について

本学部の研修員制度とは、学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 1 条に規定する学校の教員が、その職責を遂行するため、あるいは公共機関・その他の団体の職員が、その職務運営等に資するため、当該団体から派遣され、本学教員の指導、助力のもと本学施設を利用し、特定課題についての研究活動を通じて、その資質の向上に努める制度です。

2 出願資格

学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 1 条に規定する学校の教員あるいは公共機関・その他の団体の職員で当該団体から派遣される者

3 研修期間

2019 年 10 月から 2020 年 3 月までの 6 か月とする。

ただし、所定の手続きを経た上で本学が許可した場合は、研修期間を更新することができます。

4 指導教員の選定

研修員を志願する者は、あらかじめ研修のための指導教員となるべき教員を定め、その内諾を得てください。各教員の主要研究については、大学案内や首都大学東京ホームページ (<https://www.tmu.ac.jp/stafflist.html>) を参考にしてください。

5 出願方法・受付期日

(1) 持参する場合

2019 年 8 月 29 日 (木)、8 月 30 日 (金)

10 : 00 ~ 17 : 00 (12 : 30 ~ 13 : 30 を除く)

(2) 郵送する場合

2019 年 8 月 30 日 (金) 必着

簡易書留で郵送してください。

なお、郵便事情による遅配及び未着の責は負えませんので、ご了承ください。

6 出願場所（郵送先）

〒191-0065 東京都日野市旭が丘6丁目6番地

首都大学東京日野キャンパス管理部学務課教務係（日野キャンパス1号館1階）

7 出願手続

出願に際しては、次の各号に掲げる書類を提出してください。

- （1）研修願兼学籍簿（写真添付）（本学所定のもの）

所定欄に希望指導教員の署名・捺印が必要です。裏面は記入不要です。

- （2）研修員許可願（本学所定のもの）
- （3）研修員推薦書（本学所定のもの）
- （4）履歴書（任意様式、写真貼付不要）
- （5）最終学歴校の卒業証明書（原本）
- （6）最終学歴校の成績証明書（原本）
- （7）選考結果通知用封筒（92円切手を貼ってください）

長形3号の封筒に返信先の住所、氏名を明記してください。速達を希望する場合は、372円分（92円+速達料金280円）の切手を貼ってください。

8 選考方法

提出された書類により選考します。

9 研修料

研修料は、手続時に研修期間分を一括で納入してください。

- （1）学校教育法第1条に規定する学校から派遣された教員である研修員
206,400円（月額34,400円×6か月）
- （2）公共機関・その他の団体の研修員
258,000円（月額43,000円×6か月）

※今後研修料の改定が行われた場合は、改定後の金額が適用されます。

10 選考結果

選考の結果は、2019年9月下旬に郵送にて通知します。

研修員として受け入れを許可された方に対しては、「研修許可内定通知書」を郵送します。

11 入学手続

2019年10月初旬

選考結果を通知する際に同封する入学手続要領にしたがい、入学手続（研修料の振り込み等）を行ってください。手続を完了した方に対して、許可書及び身分証明書を交付します。

12 注意事項

- (1) いったん提出された書類及び研修料は、どのような事情があっても返還しません。
- (2) 入学許可を受けた者が、出願資格を失った場合には、入学許可を取り消します。
- (3) 入学許可後であっても、出願手続に不正があったと認められたときは、入学許可を取り消します。

問い合わせ先

首都大学東京 日野キャンパス管理部学務課教務係
〒191-0065 東京都日野市旭が丘6丁目6番地
TEL 042-585-8623 (直通)
FAX 042-583-5119